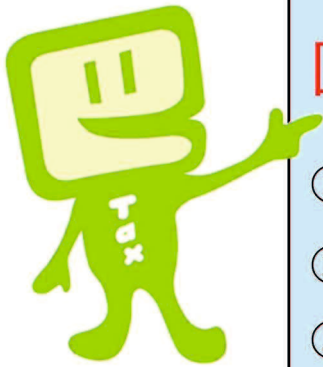


平成30年1月17日
福岡国税局

平成29年分の確定申告においてご留意いただきたい事項
(報道発表資料)

- 医療費控除が変わります 1
- 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算 4
- マイナンバー等の記載をお忘れなく 5
- 忘れていませんか、その所得 申告漏れにご注意を 6
- 確定申告は、自宅から“インターネット”が便利です 8



医療費控除が変わります！！！！

- ①領収書の提出等が不要となりました。
- ②明細書（集計表）の提出が必要となりました。
- ③セルフメディケーション税制が創設されました。

（通常の医療費控除）

- 医療費控除の明細書（集計表）を**提出**することにより、医療費の領収書の**提出又は提示が不要**となりました。医療費の領収書は自宅で**5年間保存**してください。
- 健康保険組合が発行する「**医療費のお知らせ**」などを提出することで、**医療費控除の明細書が簡単に作成**できます。
「医療費のお知らせ」などが「**医療費通知**」（病院の名称や医療費の額などの標準事項が記載されたもの）に該当する場合、**医療費の領収書の保存も不要**です。

（セルフメディケーション税制）

- 特定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（**セルフメディケーション税制**）が創設されました。

（減税額試算コーナー）

- 国税庁ホームページに、医療費控除とセルフメディケーション税制の**減税額を試算できるコーナー**を設けました。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A	(㉗+㉚) 円	B	(㉙+㉛) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
㉜ × 0.05	(赤字のときは0円)
㉜と10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A ←

B ←

C ←

D ←

E ←

F ←

G ←

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項の医療費控除欄に転記します。

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉝の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

重要なお知らせがありますので、必ず裏面をご確認ください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

● 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか適用することはできません。

国税庁ホームページでは、これらの控除による減税額を試算し、どちらが有利か確認することができます。

医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額等を試算できます

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため、重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告される方が自ら選択する必要があります。

【減税額の試算】

● 次の事項を入力してください。

① 平成29年分の給与収入金額	6,350,000 円
② 控除の対象となる配偶者の有無	有
③ 控除の対象となる16歳以上の扶養親族の人数	2 人
④ 年間医療費額	145,600 円
⑤ セルフメディケーション税制 対象医薬品の購入額	45,250 円

※④、⑤については、保険金などで補てんされる金額を差し引いた後の金額を入力する。

計算する **訂正する** **クリアする**

↓ 通常の医療費控除 減税額は、約4,700円です。 (控除額は45,600円です。)	↓ セルフメディケーション税制 減税額は、約3,500円です。 (控除額は33,250円です。)
--	---

※ 計算された減税額等は、あくまでも概算です。実際の減税額等は、他の所得及び所得控除の金額等により異なります。

源泉徴収税額が0円の場合は、減税額に金額があったとしても、還付される金額は、ありません。

計算された減税額等は概算のため、申告書を作成する方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。
 - ※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。
 - ※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。

① **マイナンバーカード**

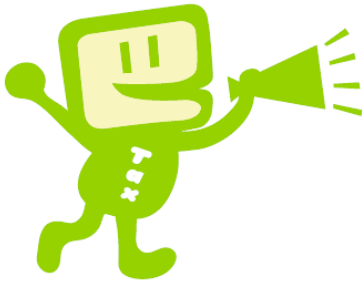
又は

② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
などのうちいずれか1つ



忘れていませんか、その所得！

特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

- **ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

- ① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

- ② **自家用車などの貸付による所得**

- ③ **ベビーシッターや家庭教師など副業による所得**

- **ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得**

- **競馬等のギャンブルから生じた所得**

※ **サラリーマンの方**で年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の場合は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。



ご注意ください！！！！

- ① ふるさと納税の申告漏れ
- ② 予定納税額の記載漏れ
- ③ 復興特別所得税の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方の**ふるさと納税の申告漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
ワンストップ特例を申請された方でも「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告**が必要となりますのでご注意ください。
- **予定納税額の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。
予定納税額は、税務署から送付された「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の**予定納税額の通知書**」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようご注意ください。
- **復興特別所得税の記載漏れ**による申告誤りが数多く見受けられます。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れがないようご注意ください。
- **添付書類の提出漏れ**が数多く見受けられます。ご注意ください。
 - ① 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
 - ② 住宅借入金等特別控除を受ける場合の「売買契約書の写し」、
「登記事項証明書」や「年末残高証明書」など

確定申告は“インターネット”が便利！

- ①必要項目を入力すれば「税金を自動計算」
- ②自宅から「インターネット(e-Tax)」又は「郵送」で



- 確定申告書は国税庁ホームページ（**確定申告書等作成コーナー**）を利用して**自宅で作成**できます。画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、**税金の額を自動的に計算**でき、**計算誤りの心配もありません**ので、是非ご利用ください。

- **マイナンバーカードをお持ちの方は**、ICカードリーダーライター（マイナンバーカードの電子証明書を読み取るための機器）をご用意いただければ、**インターネット(e-Tax)で申告（送信）**することができます。

インターネット(e-Tax)で申告する場合、源泉徴収票や保険料控除証明書などの**添付書類を提出いただく必要はありません**^(注)し、**還付金も早く受け取ることができる**というメリットがあります。

(注) 住宅ローン控除関係書類など一定の書類については提出が必要です。
なお、提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- **マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方**は、申告書をプリンタ^(注)で**印刷し、税務署へ郵送**してください。確定申告書等作成コーナーで申告書を作成すれば、**税務署の住所も自動的に印刷**されますので便利です。

(注) コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）をご利用いただくことも可能です。

ご自宅からの申告をサポートしています！
～「確定申告特集ページ」のご案内～

○国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」
 - パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
 - 医療費控除による減税額の試算
 - お問合せの多い事項のQ&A
- などをご利用いただけます。

【確定申告特集ページ】

申告手続やe-Taxで申告する際の注意
点について重要なお知らせとしてご案内

医療費控除とセルフメディケーション税制
の減税額等を試算できます

平成29年分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月15日(木)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

4月2日(月)までに申告・納税

重要なお知らせ

申告手続には

- ・マイナンバーの記載
+
- ・本人確認書類の提示又は写しの添付
(e-Taxなら提示又は添付不要)が必要です

医療費控除が変わります

- ・医療費控除の提出書類が簡略化されます
- ・セルフメディケーション税制の創設

医療費控除による減税額の試算はこちら

e-Taxで申告するには

- ・e-Taxならこんないいこと
- ・マイナンバーカードを取得された方
- ・ICカードリーダーライタの準備・確認

確定申告に関する
情報を見る

確定申告情報

申告書の作成・提出等、確定申告に
関する様々な情報をご案内します。

ふるさと納税を
された方へ
「ワンストップ特例」を
適用された方はご注意ください

動画で見る
確定申告
確定申告に関する
動画をご覧頂けます。

申告書を作成する

確定申告書等作成コーナーへ

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが
自動計算され、申告書等を作成することができます。



確定申告に関する情報について
分かりやすくご案内

確定申告書等作成コーナー



- 申告相談会場は原則、“**2月16日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●平成29年分確定申告の受付期間

所得税等	平成30年2月16日(金)～平成30年3月15日(木)
個人事業者の消費税	平成30年1月4日(木)～平成30年4月2日(月)
贈与税	平成30年2月1日(木)～平成30年3月15日(木)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の税務署**では、**2月18日と2月25日**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●平成29年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
個人事業者の消費税	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)
贈与税	平成30年3月15日(木)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。